

第5章 計画を進めるために

1. 推進体制

環境政策推進会議において、本計画の総合的な進行管理を行います。

計画の進捗状況などは、年次報告書としてまとめ、市民へ公表するとともに、環境審議会に報告します。また、計画の見直しなどについては、環境審議会に諮問します。

【 環境審議会 】

鹿児島市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項等について調査審議等を行う組織で、計画の目標達成状況等に関する報告を受けて、これに対して意見を述べます。

【 環境政策推進会議 】

全庁的な組織で、本計画の総合的な進行管理を行います。

計画の進捗状況の把握や評価を行い、必要な場合は目標や施策の見直しを行います。

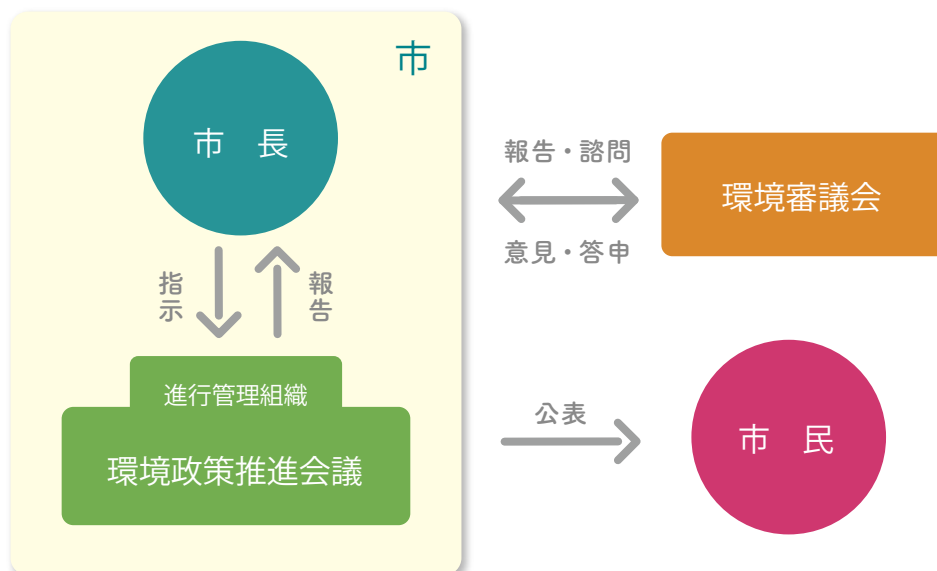


図 5-1 推進体制

2. 進行管理

進行管理は、環境マネジメントの考え方に基づき、PDCA方式により実施します。

本計画の進捗状況の把握や評価は、各施策の進捗状況や数値目標の達成状況等から判断します。

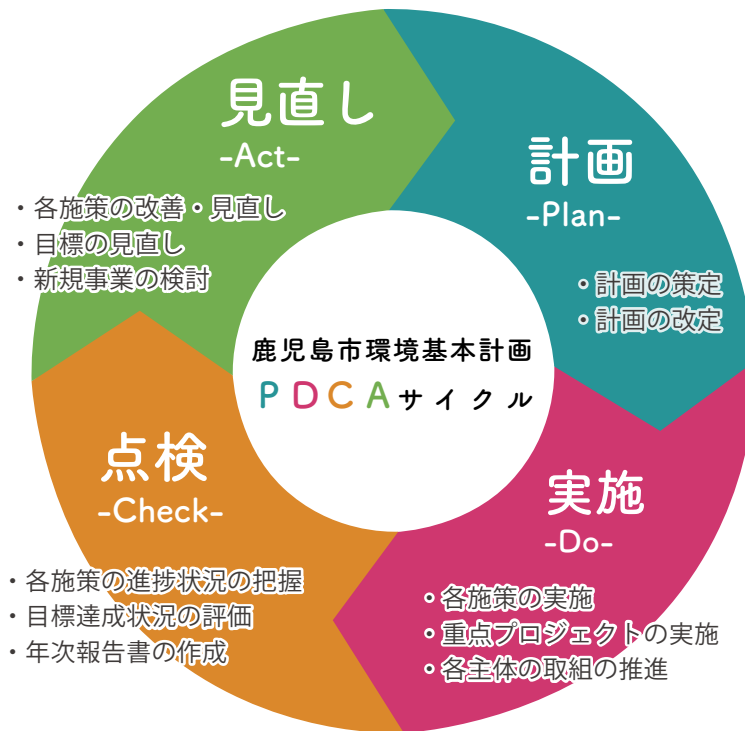


図 5-2 PDCA サイクル